

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
(TEL) 6765-8904
(FAX) 6765-8905

「子ども」「教育」「発達」を語りあった2日間! 近畿の仲間とともに 子どもの実態から出発する障害児教育を

全障教部近畿ブロック協議会 秋の学習交流集会(滋賀)

10月19日〜20日、全障教部近畿ブロック協議会主催の学習交流集会が滋賀県で開催されました。2日間を通じて近畿各府県より約90人が参加し、約70人が宿泊を通して学びました。大障教からも青年組合員を含む6分会8人が参加し、近畿の仲間との交流を深めました。

子どもの育ちや願いを大切にしたい教育を

今年度の秋の学習交流集会は、日頃の悩みを出し合いながら、「私たちが大切にしたい教育や学校」について確かめ合う場となるよう近畿ブロックの教員の位置づけで実施されました。

19日は、6つの分科会、12本のレポートに学び、大障教からも1人の先生がレポート報告をおこないました。報告では、子どもの自己主張に目を向けること、「子どもの実態から出発する教育」「集団で学ぶ意義」などの大切さについてあらためて確かめあいました。

教師が学習し続けることの
大切さを語る白石正久さん



1日目の夜は、全体交流会で各府県の紹介、年代別サイコロトークで悩みや実践を語り合い、青年からベテランまで交流を深めました。

教師が「発達」を学習し、 同僚と確かめ合いながら前にすすんでいくことが大切

20日は、白石正久さん(龍谷大学社会学部教授)が、「発達保障の理念と教師としての育ち―子ども理解と授業づくりのために」と題して講演しました。

白石さんは、特別支援教育の法的前提としての「障害者の権利条約」第24条には、障害のある人の教育について、権利として保障すべき「発達(Development)」「潜在的可能性の顕在化」が書かれてあると述べました。そして、「この子を世の光に」という近江学園の糸賀一雄氏の言葉を紹介し、子どもたちが生まれながらにもっている人格発達の権利を徹底的に保障しようとする「発達保障の理念」にふれ、「発達とはなにかを問いつづけること」の大切さを語りました。

また、白石さんは、「われわれは何時、はじめにもどめ、めざすものは何であったか、自らに問い、確かめあって、今日まで辿ってきたのであった」という糸賀氏の言葉を引用し、職員同士の暴力や争いが絶えない当時の近江学園の厳しい職場環境において、「職員の確

かめあいの中で発達保障の理念がつけられてきたこと、にふれ、現在の我々の職場も例外ではない」と鋭く指摘しました。

最後に、「発達を認識することで、教育の内容・方法が直接的に導き出されるわけではない。また、子ども理解がいつきに深まるわけでもない」「しかし、発達への認識を形成することで、子どもと向き合う私たちの視点は、さまざまな自由と知恵を獲得する」として、教師が実践の主体として学習し続けることの大切さについて語り、「教師の学習運動を通して、社会と職場の困難に対して同僚と確かめあいながら前にすすんでいく」と参加者を励まして講演を終えました。

大障教参加者の感想より

- 他県の学校の話は本当に興味深いですね。レポートでどんな内容のことを聞けるのか楽しみにしてきましたが、期待以上に得るものがあり、参加してよかったです。
- 白石先生のお話を聞いて、改めて職場・仕事にある困難さに気付くとともに、子どもを見る目を持つことと、同僚と確かめあうことの大切さを感じました。



公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入する法案が、11月15日に行われた衆議院文部科学委員会において、自民・公明・維新などの賛成で可決されました。「1年単位の変形労働時間制」とは、授業中を「繁忙期」とみなして1日10時間労働まで認め、夏休みなどを閑散期として労働時間を減らし、1年を平均して1日あたり8時間に収めるという制度です。国会の審議の中で政府は、教員の過労死事案が多い4月・6月・10月など、学校行事等で業務量が多くなる時期に「所定労働時間を延長する」と答弁しました。これでは教員の過労死促進につながりかねません。

もともと変形労働時間制は、週休2日制の完全実施に合わせて労働基準法に盛り込まれました。「休日の増加」「時間外・休日労働の減少」による総労働時間の短縮を実現する目的で導入されたものです。あらかじめ年間の業務量が科学的に特定できる事業所が対象であるため、確実にこの月は働かなくても大丈夫とか、何時間で大丈夫などを決めることのできない学校現場には合いません。

すでに多くの教員から「働き方改革」と言うのに、なぜ退勤時間を遅くするのか「夏が来る前に、体をこわす先生が続出する」「子育てや介護との両立ができない」、等の声があがっています。また、このような労働条件の重大な不利益変更を、労使協定を結ぶことなく自治体の条例で導入可能とするなど、憲法の労働基本権を逸脱するものです。長時間労働解消のためには、少人数学級の実現と定数改善で人を増やし、一人あたりの業務量を削減することが不可欠です。

ブロック別
学習会
シリーズ④

北摂豊能ブロック学習交流会

主人公は子ども！

子どもの「イヤ」の声に耳を傾けよう

10月5日(土)、大障教北摂・豊能ブロックの学習交流会が開催され、5職場から8人が参加しました。はじめに、「子どものこころの声を傾けてく困っていることに共感しよう」というテーマで、龍谷大学の宮本郷子さんが講演しました。宮本さんは、豊能地域の小学校教員として、障害児教育の実践経験を含めて、子どもの発達の基本的な道筋について話しました。

教師が楽しいと思えてこそ、子どもたちも楽しい

冒頭、宮本さんは、学校現場の多忙化と長時間労働の実態に触れ、現職の先生たちにむけて、「大変なときこそ、教師になったときの初心を思い出してください。」と語りました。

問題行動は、発達要求のあらわれ

さらに宮本さんは、「その問題の行動だけをやめさせることは難しい」「指導の方法論だけでなく、その子が納得できる間をつくってあげる大切。例えば5分の場合もあれば、何時間ということもある。切り替える間、それを待つことも、教師の大切な役割」として、

発達について学ぶ意義

子どもが困っていること(つまりしていること、その時点での課題)を正しく捉えるために、発達の道筋を学ぶことは大切です。宮本さんは「子どもの困っていることを正しく捉えられると、子どもの行動が『次はこうなるだろうな。だから、こういう取り組みをしよう』というふうに見通しのあ



他校の先生との有意義な交流

後半は交流を行いました。参加者の一人から、「大きな声でよく泣く子がいる。その声が苦手で、しんどい思いをしている子どもがいて、対応に苦慮している」と悩みがだされました。「子どもの発達の道筋にもとづいて



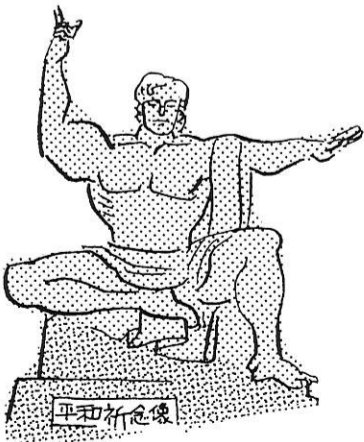
て)自分の意図を尊重されていると感じられるようになると、他者の意図を理解する力もついてくる。そこまでできて、自分の意図を調整する力(きりかえる力)の獲得につながっていく」と宮本さんからの助言がありました。さらに別の参加者から、「高等部時代に、自分の思い通りに過ごす時間を一定保障してもらった生徒が、卒業後に、作業所の仕事に安定して取り組めるようになった」という例も紹介されるなど、それぞれの参加者が実践や思いを活発に出し合いました。



原水爆禁止2019年世界大会 感想その5

平野支援学校分会 杉本琢哉

9年ぶりの参加でした。青年部時代から始まり、親組合の、共闘担当として、合わせて15回参加したあと、今回、縁があつての参加になりました。職場の組合員に参加を呼びかけたところ「行きたい」という返事で、その方と一緒に参加しました。大会のスピーカー発言は聞入りました。2日目は佐世保基地行動、3日目は原爆資料館を見学しました。佐世保軍港では、米軍と自衛隊の一体化、安保法制に基づく集団的自衛権の行使がいつでも発動できる準備ができていることに驚きました。しかしその行使を妨げる壁として憲法9条がそそりたっていることも、深く理解できました。憲法9条を守ろう！決意を新たに、胸に刻みました。資料館では、被爆の実相を改めて学びました。被爆国の政府が核兵器禁止条約に、背を向けている現状に憤りを感じました。



安倍政権打倒！これが二つ目の決意です。大教組代表団の最年長が私でした。大教組運動の若返りと未来への希望を感じました。